

厚生労働省（大分労働局）の取り組み

令和7年2月27日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会

大分労働局労働基準部監督課

トラック運送事業者に対する労働時間等説明会実施状況

改正された改善基準告示やトラック運転者にかかる上限規制について、令和4年度以降、大分労働局・各労働基準監督署において、説明会を開催。

令和6年度		
開催回数	⇒	9回
参加事業場数	⇒	237事業場

過去3年間		
開催回数	⇒	43回
参加事業場数	⇒	1016事業場

説明会の一例

受講料 無料 厚生労働省 大分労働局・労働基準監督署

トラック運送事業者のための 時間外労働の 上限規制対応セミナー

労働局や労基署職員が、わかりやすく説明します！

- 「改善基準告示」や「時間外労働の上限規制」の見直しについて
- 「36協定」の様式変更への対応方法
- 「フリーランス新法」や「育介法」等について などなど

中津会場 佐伯会場

令和6年 10月10日(木) 14:00-16:30 中津商工会議所 3 階大ホール (定員69人)

令和6年 10月11日(金) 14:00-16:30 佐伯市保健福祉総合センター和楽第1会議室 (定員56人)

日田会場 大分会場

令和6年 10月17日(木) 14:00-16:30 中央公民館 会議室1 (定員55人)

令和6年 10月25日(金) 14:00-16:30 大分県トラック会館 大会議室 (定員80人)

申込方法 下記の申込専用サイトから参加を希望する日程を選びご登録をお願いします。(裏面参照)

「令和6年度時間外労働の上限規制に関する説明会」
【URL】 <http://www.langate.co.jp/roudou-setsumekai/44/top.html>
委託会社から別途郵送（官製ハガキ）にて本説明会のご案内があります。

主催 大分労働局労働基準部監修課 ☎ 0987-536-3212
ランゲート株式会社（厚生労働省委託会社）
お問合せ先 ☎ 075-366-5900 （後日専用ダイヤルも設置予定です）

本説明会の運営は、厚生労働省委託会社のランゲート株式会社が行います。
説明会に関するお問い合わせは、委託会社へお願いいたします。

労働基準監督署による発着荷主等に対する要請について

1 荷主特別対策チームについて（令和4年12月23日編成）

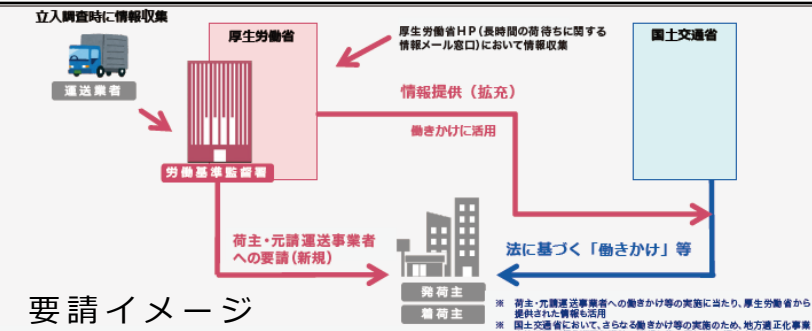
目的

- 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要がある。その一方で、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものも認められる。
- 大分労働局及び大分県内の各労働基準監督署において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成。

荷主特別対策チームの概要

- 労働基準監督署による発着荷主等への要請
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請する。
- 大分労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ
大分労働局の労働時間管理に関する指導員が、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行う。
- 長時間の荷待ちに関する情報収集
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」※を設置し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行う。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



労働基準監督署による発着荷主等への要請実施状況 (大分県内)	
R5.1～R6.12	331事業場

労働基準監督署による発着荷主等に対する要請について

2 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- 国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加

The diagram illustrates the operational framework for employer requests and the 'Truck G-men' system. It shows the flow of information between the Ministry of Health and Labour (厚生労働省), the Ministry of Land, Infrastructure, and Transport (国土交通省), and local authorities (都道府県労働局, 労働基準監督署, 地方運輸局, 運輸支局). It details the exchange of employer information (荷主情報) and the implementation of requests to employers (荷主への要請). It also shows the role of 'Truck G-men' (トラックGメン) and 'Special Measures Officers' (荷主特別対策担当官) in addressing long-term loading/unloading issues (長時間の恒常的な荷待ち).

厚生労働省 ↔ **国土交通省**
厚労省HP荷主情報 → 国土交通省
国土交通省HP荷主情報 → 厚生労働省

都道府県労働局 ↔ **地方運輸局**
「荷主への要請」の情報（拡充）
相互通報
合同監督・監査

労働基準監督署 ↔ **運輸支局**
「荷主への要請」
「働きかけ」

荷主企業 → **労働基準監督署**
「荷主への要請」

トラック運送事業者 ↔ **運輸支局**
相互通報
合同監督・監査

トラックGメン（新規）
荷主情報を「働きかけ」等の対象選定に活用

荷主特別対策担当官（都道府県労働局）
参加

トラックGメン（新規）（国土交通省）
「働きかけ」

関係省庁地方機関
参加

荷主企業 ← **関係省庁地方機関**

③ 「標準的な運賃」の周知強化

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

発着荷主等向けリーフレット（抜粋）

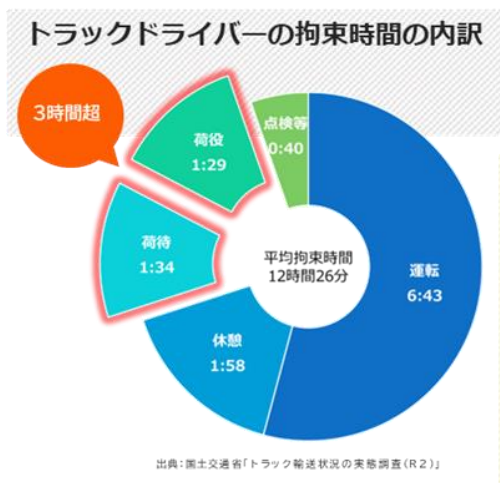
荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動に
なくてはならないものです。



トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。**

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう」
「路上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主・元請運送事業者の皆さまも、**「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。**

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。
また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた**「改正物流法」**についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

リーフレット（PDF）は
こちらから



周知事項について

1 国民向け周知広報サイト「はたらきかたススめ」



- ドライバーの働き方の実現には、個々の運送事業者だけでなく、取引関係者、国民の理解と協力が必要
 - 上限規制の円滑な施行に向けて、広く機運醸成を図る
- ⇒イメージキャラクターに俳優の小芝風花さんを起用し、動画、ポスター等で情報発信を行う

PR動画

- ドライバーは荷主等の都合で長時間労働になるケースがあること
- ドライバーの働き方を変えていくため、取引関係者、国民の皆様には小さなことから協力をいただきたいこと（新規動画やリーフレットの掲載）

新規動画、リーフレット



国民向け周知広報サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

周知事項について

2 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの拡充について

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用ポータルサイトに「物流情報局」を新設し、荷待ち・荷役時間の削減に向けた対応等、様々な情報を発信

荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



トラックトップページ

いま、考えてみませんか？
**物流を変える
トラック運転者**
のこと。

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

新規OPEN!!

物流情報局

NEW

- 荷主の皆さまへ
- 事業者の皆さまへ
(トラック運転者の皆さまへ)

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応**
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント**
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先**
 - 働き方改革推進支援センター など

企業の方へ
物流情報局
荷主の皆さまへ

物流情報局 (荷主の皆さまへ)

荷主の皆さまにお取り組みいただきたいこと	今後施行される法令について
標準的運賃	
参考資料	長時間の荷待ち等の改善に向けて
その他関係資料 等	

企業の方へ
物流情報局
事業者の皆さまへ

トラック運転者の働き方改革について	標準的運賃
参考資料	働き方改革に関するご相談先・ご利用可能な助成金など (事業者向け)
荷主との取引に関するお悩みについて (事業者、トラック運転者向け)	今後施行される物流に関する法令
その他関係資料 等	

「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>



今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！